

## 仙台市交通政策推進協議会設置要綱の改正について

### 1. 経緯および必要性について

- ① 令和 2 年 11 月施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」という。）により、地方公共団体は地域公共交通計画の策定に努めることが規定された。また、令和 3 年 3 月に策定されたせんだい都市交通プランの実施施策の一つとして、地域公共交通計画策定を位置付けており、令和 3 年度より計画策定を進めることとしている。
- ② 地域公共交通計画の策定にあたっては、法第 6 条により協議会を組織することができることから、本市においては、せんだい都市交通プラン策定に関して協議を行ってきた仙台市交通政策推進協議会を法定協議会として位置づけ、策定を進めることとし、このことについて、第 6 回仙台市交通政策推進協議会（令和 3 年 2 月 2 日開催）にて了承された。
- ③ また、法定協議会としての要件を満たすため、現要綱の委員に「港湾管理者」、「関係する交通事業者」を加えることについても了承されたことから、宮城県仙台塩釜港湾事務所、株式会社ミヤコーバス、愛子観光バス株式会社、株式会社タケヤ交通の 4 者を加える。

### 2. 主な改正内容

- ① 地域公共交通計画の策定に関する協議を行う旨を明記し、法定協議会の位置付けを明確化する。（第 1 条）
- ② 令和 3 年度より、地域公共交通計画策定に係る国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費のうち地域公共交通計画策定事業費）の補助対象者が法定協議会のみとなることから、協議会の会計を監査する監査委員を配置する。（第 7 条）
- ③ 財務に関する事項は別途定める旨を追記する（第 8 条）
- ④ 事務局に、地域公共交通計画策定に関する事務を所管する公共交通推進課を追加する。（第 9 条）

#### 《参考》地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。